



# 「あったか高知観光条例」の概要



## 【前文】

高知県は、温暖な気候や豊かな自然環境に恵まれ、独自の歴史と文化、伝統を築き上げてきました。観光を地域に密着させた総合産業として育てていくことが求められています。わがまち、わがむらの魅力を見つめ直し、自信と誇りの持てる個性豊かな観光地づくりを進めていくことが必要です。観光立県を目指すための基本的な考え方と方向性を明らかにすることにより、広く県民が理解を深め、共通の目標と認識の下に、一人一人が観光の振興の担い手であるという意識をはぐくむことが重要です。「あったか高知」を合い言葉に、県民の参加と協働による観光の振興に取り組んでいくことを決意し、この条例を制定します。

## 第1条 目的

この条例は、観光立県を目指すための基本理念その他観光の振興に関し必要な事項を定めることにより、県民の参加と協働による観光の振興を図り、もって元気な地域社会づくり及び本県経済の持続的な発展に寄与することを目的とする。

## 第2条 基本理念

観光の振興は、県、市町村、県民、観光事業者及び観光関係団体がそれぞれの責務又は役割を担い、及び協働し、次に掲げる事項を推進していくことを基本理念とする。

### 【環境づくり】

地域の特性や魅力を生かし、自信と誇りの持てる個性豊かな観光地づくりに取り組むとともに、観光客への快適なサービスを提供できる環境を整備すること。

### 【人、心づくり】

観光の振興の担い手となる人を育成するとともに、観光客に潤い、いやし、感動等を与えられるようおもてなしの心を醸成すること。

### 【態勢づくり】

相互の理解と協力による観光の振興に向けた組織づくりを行うとともに、緊密な連携が保たれた態勢を整備すること。

## 第3～7条 それぞれの責務と役割

### 県の責務

基本理念にのっとり総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する  
県民等が相互に連携できるように総合調整を図る

### 市町村の役割

当該地域の特性を生かした施策を講ずるよう努めるとともに、県が実施する施策に協力するよう努める

### 県民の役割

観光立県に対する理解と関心を深め、観光の振興に関する取組に参画するよう努める  
観光客を温かく迎えるよう努める

### 観光事業者の役割

快適なサービスと環境を提供し、観光客の満足度の向上に努める  
地域の他の産業との緊密な連携により、地域社会及び地域経済への貢献に努める

### 観光関係団体の役割

業界、業種の枠を超えた連携を図り、その事業活動に努める  
観光情報の発信、観光客の誘致、受入態勢の整備等に取り組むよう努める

## 基本的な方針、計画、施策、取組など

### 第8条 基本方針

- (1) 観光資源の保護、発掘又は育成の取組を促進
- (2) 観光施設、交通基盤等の整備の取組を促進
- (3) 生活環境の美化、景観の保全の取組を促進
- (4) すべての人々にやさしい観光地づくりの取組を促進
- (5) 食文化を伝承し、食の魅力を生かした取組を促進
- (6) 観光ボランティア等の育成、確保の取組を促進
- (7) 学校教育、社会教育における学習機会の確保に取り組む
- (8) 地域の産業との連携を促進
- (9) 観光情報の発信、国内・国外からの観光客の誘致を促進
- (10) 四国4県の連携による取組を促進

### 第9条 観光ビジョンの策定（基本的な計画）

観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、観光ビジョンを知事が定め、公表する。

#### 『高知県観光ビジョン』（5年毎の計画を予定）

全県的な計画 地域ごとの計画  
計画期間、努力目標、検証方法  
計画の推進方法、体制 など  
基本的な個々の施策も検討

報告

意見

#### 観光ビジョンに関して

### 第10条 実施状況の報告等

中間報告(3年目予定)  
最終報告(5年満了後予定)

### 第11条 知事への意見

変更、その他意見

### 第12条 広報、啓発等

県民の意識の高揚及び取組への参画を促進

観光に関する調査、公表

### 第13・14条 その他

財政上の措置

委任